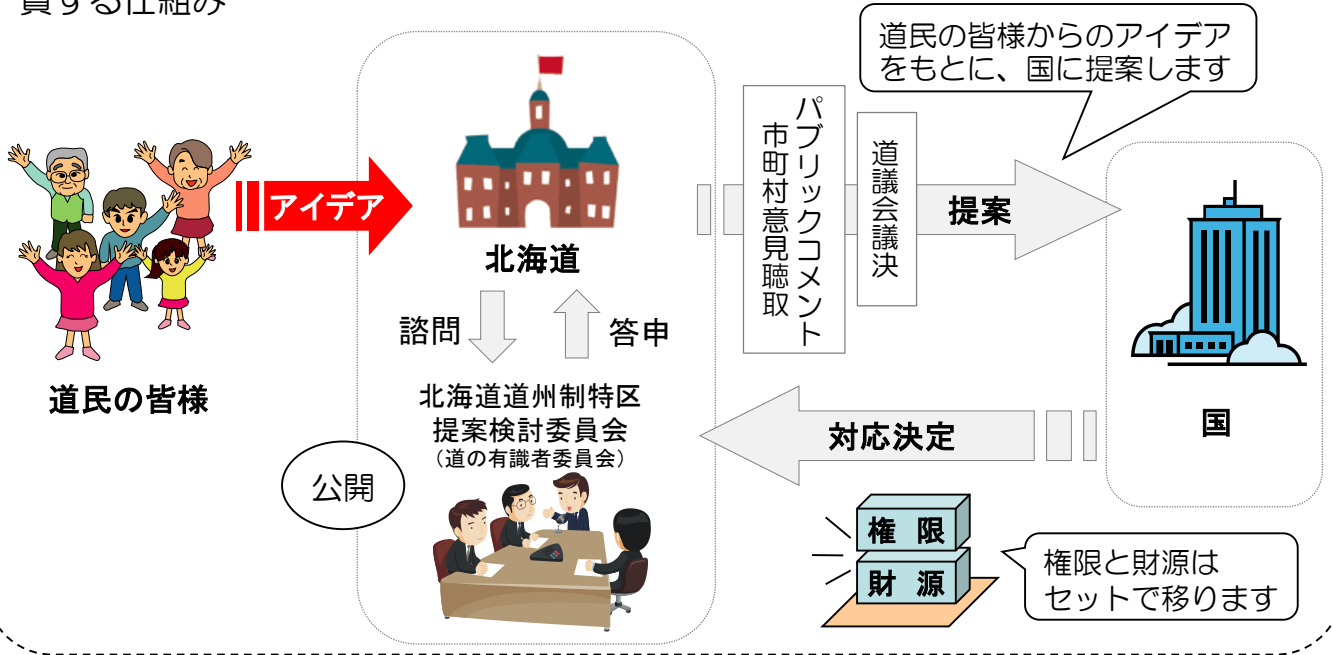


# 道州制特区提案のアイデア募集中！

- 道では、国から道への権限移譲や規制の緩和などを求める提案を国に対して行うため、広く道民の皆様のアイデアを募集しています！

道州制特区制度とは

特定広域団体（現在は北海道のみ）からの提案を受けて、国から特定広域団体への事務・事業の移譲や規制の緩和などを進めることで、将来の道州制導入の検討に資する仕組み



- これまでに33項目を国に提案し、28項目が実現（5項目は継続検討）
- 実現した道民アイデアの例

（平成19年12月提案）

## 水道法に基づく監督権限の移譲

給水人口等の基準により、国と道に分かれている水道事業者等の監督権限を、道に移譲してほしい（水道の事故が起きた時に、道は国が所管する水道事業者への対応ができない。）。

くらしの  
安全・安心  
の確保

### 国の対応（平成21年1月政令改正）

監督権限が道に移譲され、道が道内全ての水道事業者の監督を行えることとなった。

（平成23年10月提案）

## ふるさと納税のコンビニでの収納

ふるさと納税制度をより手軽に活用できるように、24時間営業しているコンビニエンスストアでの納税（寄附）を可能にしてほしい。

支え合い  
による地域  
社会づくり

### 国の対応（平成23年12月政令改正）

私人に徴収・収納事務を委託することができる公金に「寄附金」が追加となり、コンビニエンスストア等でのふるさと納税が可能となった。

- アイデア提出方法・提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部地域行政局行政連携課
- (2) ファクシミリ 011-232-1126
- (3) 電子メール sogo.gyourenbunkendousyu@pref.hokkaido.lg.jp

道州制特区に関する詳細な情報を、道のホームページに掲載しております。是非ご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/bunken/doushuusei-top.html>